○花巻市工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて

平成１９年８月１日実施

このことについて、次のとおり取扱うものとする。

記

１　契約の保証対象及び原則

(1) この取扱いの対象とする工事は、契約金額が１件２００万円以上の工事請負契約とする。

(2) 契約の保証は、金銭的保証を原則とし、請負代金額の１０分の１以上の額の２(1)に掲げる保証を求めるものとし、供用開始時期を延期できない等の特殊事情により、経済的損失補填のみでは不十分な場合には、公共工事履行保証証券（履行ボンド）による役務的履行保証により請負金額の１０分の３以上の保証を求めるものとする。ただし、工事請負変更契約の場合を除く。

２　契約保証の種類

(1) 請負者に契約の保証を求めるときは、次の種類により納付させ、又は書面を市と契約を締結する者（以下「請負者」という。）に寄託させるものとする。

①　契約保証金　現金

②　契約保証金に代わる担保　有価証券（花巻市財務規則（平成１８年花巻市規則第６０号）第１８２条第１項第１号から第３号までに掲げる担保をいう。）

③　金融機関又は保証事業会社の保証　金融機関又は保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の保証に係る保証書（以下「保証書」という。）

④　公共工事履行保証証券による保証　公共工事履行保証証券に係る証券

⑤　履行保証保険契約の締結　履行保証保険契約に係る証券

(2) (1)③の金融機等とは、次のものをいう。

①　金融機関　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締まりに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）第３条に規定する銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。

②　保証事業会社　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。

　(3) 請負者は、（1）の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、市は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

３　契約締結時の取扱い

この取扱いは、契約の保証の種類毎に次により行うものとする。

(1) 契約保証金の場合

契約担当者等は、請負者から歳入歳出外現金の領収書の提出を求め、工事請負契約を締結するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保(有価証券)の場合

契約担当者等は、請負者から有価証券の提出を求め、次の事項を確認のうえ、工事請負契約を締結するものとする。

①　国債及び地方債　額面金額全額

②　政府の保証のある債権及び金融債　額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の８割に相当する額

③　銀行が振り出し又は支払保証をした小切手（持参人払式のもの又は会計管理者を受取人とするものに限る。）小切手金額

(3) 金融機関等の保証の場合

契約担当者等は、請負者から金融機関等の保証書の寄託（電磁的方法を含む。）を求め、次の事項を確認のうえ、工事請負契約を締結するものとする。

①　名宛人が花巻市長であること。

②　保証人が金融機関等であること。

③　書面の場合は、押印（印刷済を含む。）があること。

④　保証委託者が請負人であること。

⑤　保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。

⑥　保証債務の内容が、契約書等に基づく債務不履行による損害金の支払いであること。

⑦　件名等が工事請負契約書と同一であること。

⑧　保証金額が請負金額の１０分の１以上の額であること。

⑨　保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後６ケ月以上確保されていること。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険の場合

契約担当者は、請負者から、公共工事履行保証証券に係る証券又は履行保証保険に係る証券（以下「証券」という。）の提出（電磁的方法を含む。）を求め、次の事項を確認のうえ、工事請負契約を締結するものとする。

①　債権者（履行保証保険の場合は、被保険者)が花巻市長であること。

②　書面の場合は、保証人（履行保証保険の場合は保険会社）の記名押印（印刷済を含む。）があること。

③　債務者（履行保証保険の場合は、保険契約者）が請負人であること。

④　公共工事用保証契約基本約款（履行保証保険の場合は、履行保証保険の普通保険約款）及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨（履行保証保険の場合は、保険契約した旨）の記載があること。

⑤　主契約の内容（履行保証保険の場合は、契約の内容）としての工事名が工事請負契約書の工事名と同一であること。

⑥　保証金額（履行保証保険の場合は、保険金額）が請負代金額の１０分の１以上の額であること。

⑦　保証期間（履行保証保険の場合は、保険期間）が工期を含むものであること。

４　補則

この取扱いに定めのない事項については、工事請負契約書別記によるものとし、協議が必要な場合には、工事担当課、契約担当課及び関係課等協議して行う。

５　実施期日

この取扱いは、平成１９年８月１日から実施する。

　　　附　則（令和６年３月１５日財務部長決裁）

　この取扱いは、令和６年４月１日から施行する。